

課程外博士（論文博士）の学位を申請できる基準

課程外博士（論文博士）の申請は、薬学専攻博士課程、総合薬科学専攻博士課程（後期）のそれぞれの入学基準に準ずることとしますが、薬学専攻が薬剤師を養成する薬学科を基礎としていることから、薬学専攻に申請できる者（「博士（薬学）」を申請できる者）は、薬剤師免許取得者または、薬剤師国家試験の受験資格を有する者、もしくはそれに準じた者であることを原則とします。

「薬学専攻」相当 = 博士（薬学）を申請できる者

- (1) 6 年制課程もしくは旧制度の 4 年制課程の薬学部を卒業した者。
（「学士（薬学）」もしくは「薬学士」を有する者）
薬学以外の 6 年制課程の学部・学科を卒業した者については、上記に準じた者とみなす。
- (2) 新制度の 4 年制課程の薬学部を卒業した者で、その後、薬剤師国家試験の受験資格を得た者。
- (3) 旧制度の薬学系大学院において修士の学位を得た者。
（「修士（薬学）」もしくは「薬学修士」を有する者）
- (4) 外国において(1)～(3)に相当する教育を受けたと本研究科委員会が認めた者。
- (5) その他本研究科委員会において、上記と同等であると認めた者。

「総合薬科学専攻」相当 = 博士（薬科学）を申請できる者

上記の「薬学専攻」相当に該当しない者、もしくは該当するが、「博士（薬科学）」の学位を希望する者。

従って、6 年制課程の学部・学科の出身者を除き、薬学以外の分野から申請する場合は、原則として「博士（薬科学）」となります。